長崎地方最低賃金審議会第３回専門部会議事録

（令和８年８月６日　午後１時 51 分～午後 3 時 23 分）　　部会 3

１．開会 林部会長	出席予定の委員の皆さまがお揃いになっているようですので、ただ今から、「長崎地方最低賃金審議会　第３回専門部会」を開催いたします。 それでは委員の出欠状況について事務局から報告してください。
江上補佐	本日は、専門部会委員９名の内、９名の委員のご出席がございますので、審議会令第６条第６項の規定に基づく、専門部会開催に必要な定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることを報告いたします。
２．部会長挨拶 林部会長	委員の皆様方には、お忙しい中、前回８月４日に引き続きまして、お集まりいただきありがとうございます。 個別協議を行いましたが、結審には至っていません。 では、議事に入る前に、事務局より事務連絡等説明をお願いします。
木場室長	（他県の発効日決定状況を伝達）
３．議題 （１）長崎県最低賃金の改正につて 林部会長	前回までの協議の結果、労働者側委員からは、91 円の金額提示をいただきました。発効日については、法定発効を希望するとの主張だったと思います。 使用者側委員からは、35 円との提示をいただきました。発効日については、１月２日以降の指定日発効を希望するとの主張だったと思います。 従って、意見の一致が見られないということで、継続審議となっております。 当専門部会としましては、できれば、全会一致での合意を希望しますが、何かご意見をいただければと思っています。 それでは全体会の場でご意見をいただきたいと思います。 まず、労働者側いかがでしょうか。
津﨑委員	私の方から第３回に向けて、先日の第２回専門部会における使用者側委員の主張も踏まえながら、改めて労側としての主張をさせていただきたいと考えております。

	まずは、発効日についてですが、第２回の専門部会において使用者側委員のほうから、中央最低賃金審議会の目安に関する小委員会報告において中央の労働者側委員から指定発効とする場合は、その必要性や影響について広く理解を得られるか等の観点から、公労使で十分に論議した上で決定すべき、またその判断理由を地方最低賃金審議会の公益委員見解等に明記し、説明責任を果たすべきである。裏を返すと、説明責任を果たせば発効日については、公労使で十分に論議し、決定できるというような趣旨の説明がみられたかと思いますが、我々としては、これはあくまでも文書の一文を切り取ったものと理解しており、文脈の前後をきちんと読み取ると、中央での労働側としては、発効日は法律上も法定発効が基本であり、指定日発効は特別な理由がある場合に限るとしており、さらに就業調整での問題等、最低賃金とは関係のない他制度の課題を、発効日を遅らせて解消しようとすることは誤りであり、給付付き税額控除を含めた抜本的な制度改善で対応することが本筋だと主張したと見解を示しているところでございます。 地方審議会の労働者側としても同じく、発効日は法律上も法定発効が基本であり、指定日発効は特別な理由がある場合に限り、と解釈しており、例えば突発的な災害等により著しく地域・社会経済機能が低下する恐れが発生する場合においては、時の地方最低賃金審議会の審議において発効日についても考慮する必要があり、その論議の結果は広く理解が得られるものと考えております。そのため、現在の長崎地方最低賃金審議会の場において、このことが考慮されるべき客観的データおよび状況下ではないと考えており、令和８年度においては法定発効が原則であるという労働者側のスタンスに変わりはないと改めて申しあげたいと思います。 なお、就労調整や就業規則改定等への相当の準備期間についても主張されたかと思いますが、突発的な災害とは違い、経営判断として予見可能が図れるものというふうに考えており、また政府の税制改正等による政策の段階的な活用に回避性が高まるとも理解しております。 中賃資料でも添付してありましたが、2025 年度の地域別最低賃金の改定による影響の資料によりますと、影響を受けてないという回答が最も多く、就労調整に関しては低位の回答率であったことを改めてご紹介させていただきたいと思います。 その上で、中央最低賃金審議会の目安に関する小委員会報告における地方最低賃金審議会への期待等踏まえ、都道県別で示される地域の経済、雇用の実態等のデータに基づいて、改めて最低賃金法第９条第２項の３要素に基づき、これまでの主張も整理しながら、改めて発言させていただきたいと思います。

	まずは、生計費でございますが、第２回の専門部会においても資料でも補完しながら消費者物価指数の上昇局面が継続していることを、お話させていただきましたが、消費者物価指数の内、生計費に直結する食料、電気代、ガス代等の光熱費は総合指数より高く推移しており、物価上昇の影響が生活者の家計に大きな影響を与えていると考えております。 また、長崎県ホームページ掲載の家計調査の集約結果でも示されているとおり、長崎県は全国と比較しても各年平均でのエンゲル係数が高く推移しており、食料品等をはじめとした続く物価高の影響については、労使双方で共通の理解をいただきたいと考えております。 次に、労働者の賃金でございますが、前回示した県内産業別求人賃金、求職賃金においてもパート・常用の求人賃金の下限平均においても、現在の最低賃金を 100 円以上上回っており、繰り返しになりますが、すでに最低賃金近傍では、人を集められなくなっている状況かと認識しております。 低位にある賃金水準は、転入超過数の人口に対する割合と地域別最低賃金の相関関係から読み取れるように、長崎県が抱える人口流出に拍車をかけるおそれがあり、大幅な最低賃金の引上げによる魅力ある賃金水準へ押し上げる必要があると考えております。 次に、通常の支払い能力でございますが、中東情勢の不確実性や、人件費を含むコスト増により中小企業における厳しい経営状況については、理解をするところではありますが、近年の賃上げの流れを滞留させてしまうことにより、賃金が抑制され労働者の購買力が低下し、個人消費が低迷、企業の売上減少にもつながり企業の支払い能力がさらに低下するという悪循環を招きかねないと考えております。 ですから、最低賃金の大幅な改定で可処分所得を増やし、必要なものが買える状態にして個人の消費を喚起させ経済の好循環を生み出し、ひいては、企業の活性化にもつながるものと考えております。 一般的に見て、最低賃金近傍の所得に対する限界消費傾向が高いと解されており、最低賃金の引上げが地域経済の喚起に与える影響は大きいものと考えております。 次に、第２回の本審で示された事業場書面によるヒアリング結果についても、労働局にご尽力していただいた中について、総括して触れさせていただきたいと思います。 使用者側の経営状況については業種によって濃淡はありますが、これまで使用者側委員の方から主張されておりましたとおり、厳しい経営状況の実態を回答いただいているものと認識しております。 一方で、各社においては価格転嫁、生産性向上に向けて不断に実施されていることも読み取れました。公的助成金をはじめ、さらなる価格転

	嫁に向けた構造的・社会的環境づくりを望む声であったと受け止めております。 従業員の方の回答においては、全てが最低賃金近傍で働かれている方の回答ではないことを前提としても、会社経営に対する不安の声もある一方で、我々労働者側委員としては、生活者として物価高による最低賃金引上げを求める声だと受け止めております。 最後に、第２回において主張がありましたとおり、指定日発効ということで12月１日を起点とした金額提示という現在の使用者側の主張に対しましては、現時点において理解に及ばないところであり、これまでの使用者側の主張を踏まえても、使用者側の提示額に対して、この段階で歩み寄る数字は残念ながらございません。 結論として労働者側としては第２回に提示した金額から変更はございません。
林部会長	ありがとうございました。 その他の労働者側委員から補足とかご意見ございましたら。
労働者側委員	＜補足、意見等なし＞
林部会長	よろしいでしょうか。 ありがとうございました。 それでは今度は使用者側委員からお願いします。
峯下委員	改めまして第４表について考えてみましたが、法定決定の３要素を最賃法で謳っているところに、一番マッチしたのが第４表であって、使用者側はこれをベースに考えるということを常に申し上げていますが、労側の方から第４表について全く触れられないのが、非常に残念です。基本に立ち返って、まずはそこからスタートしてほしいと思います。 それなしで色んなデータを引っ張ってきておっしゃる状態になっておりますので、そこはすごく不本意です。 それと改めまして、第４表だと数字が出ますが、繰り返しになりますが、目安が、やはり政府に配意しています。 中賃のやり取りの詳細までは教えてもらっていませんが、政府の意向があった後に、目安が決まっているかと私は判断しています。 毎年そうなっているのではないかと思いまして、そうなっている時は、中賃の表現では配意とはっきり書いています。ですので、意向が入っています。独立した審議会であるのに、政府の意向を踏まえたところで目安が出ていることに対しては不満がございます。

	２つ目ですけど、法定発効日の考え方について、先ほどご指摘をいただきましたけれども、私のスタンスとすれば、労側の立場、使用者側も、公益の立場もあります。それぞれの立場で、意見を言うということについては、あってしかるべきだと思っていまして、なので極力私は労側の意見に対しては反論しないこと、そういったスタンスを取っていますが、一点だけ申し上げたいと思います。 法定発効日は、昨年も今年も大事なポイントだと思っています。 これについて、やはり格段の理由や、特別の理由がない限りというところですが、どこにも天変地異があった場合と書いておらず、きちんと説明できる内容で指定発効日をお互い議論しあって決めることについては認められておりますので、使用者側としては、やはり支払い能力、資金の準備期間、それとどうしても最賃適用している人とか、近傍にいらっしゃる方にも影響が出ますので、企業全体の賃金に係るところの就業規則の全般的な見直しにも関わってきますので、これの準備期間も当然必要です。 それと、他制度のゆがみを最賃の審議の中で、持ってきてはいけないという話がありました、具体的には年収の壁ですけれども、そうなのかもしれませんが、現実的にそこが問題になっています。ですから、やはり他制度の問題であろうが、最賃の審議の中では大きな要因になりますので、当然年収の壁対策を回避するためにもという理由付けはしっかりした意見になろうかと思っております。 それと支払い能力が十分にありますとか、前回から発言されていますけれども、全部わかってそういうふうに発言されているのか非常に残念です。 一番わかりやすい状況を説明しているのが、タクシー協会と長崎観光業盛り上げ隊の意見書だと思いますけれども、盛り上げ隊の冒頭の部分を是非皆さん読んでいただきたいと思います。払いたくても払えないと書いてあります。お願いですから、もう１回読んでください。あれが現実です。街中に食事に行きますと、私の顔を知っている人は言ってきます。「何とかしてくださいよ」と。私も申し訳なくて、１件、２件ではありません。私がゴルフ練習場に行っても、この前までいたあの人の賃金を払えなくて他の所を紹介してあげましたとか、そういう状態ですよ。どうやったら支払い能力があると言い切れるのですか。お願いします。 それと、業務改善助成金ですけど、ここにいらっしゃる方だけではなくて、他県の委員も全国的にも、この中身がよくわかっていません。要は、10 月１日法定で決めちゃうと、提出期限は９月 30 日となりますが、そう書いてないものですから、気づいてない人が殆どだと思います。 ちなみに、この会場にいらっしゃる委員で、私がこの前、よく読むと

	こういうことですと言うまで知っていた人がいますか。 先ほど事務局から、他県の結審状況でＡランクやＢランクのところがありましたが、そういったこともわからずに決めているのじゃないかと思います。もしくは、事務局から説明があったとしても、理解してないばかりでサッサと決まるのだろうなと思います。多分、全国の企業の中には、助成金をぜひ活用したいと思っても、ふたを開けてみたら、準備期間がない、若しくは 11 月 30 日までであれば何とかなったかもしれないというところが出るかもしれません。 なので、申請期限一つをとってみても、やはり法定発効日辺りで決めると、企業は、すごく不都合が出てしまいます。今年こそは申請しようと思っていたのに、とかですね。なので、この事は変えられないと思いますので、答申の際は申請期限についても、厳しく意見を入れるつもりでいますが、今回はこれが前提になっておりますので、これを踏まえたところで発効日はやはり、1 月２日ということでさせていただきたいと思っています。 あと、労側は歩み寄りなしということですけど、使用者側もございません。
林部会長	わかりました。 その他の使用者側委員からご発言があれば。
岩根委員	峯下委員と重複するところがあって、本当はもっと言いたいのですけど、少なく言いますが、まずは就業調整のところ、扶養の問題とか関係がないとおっしゃる労側の考えが全く分かりません。当然そういう制度が別にあって、賃金が影響してという部分は理解されているはずですので、じゃあ必要以上に上げたら、労働時間が少なくなることはお分かりになっていますよね。10 円 20 円 30 円、今年目安は 56 円ですか、じゃあ 1,000 円だったらどうするのですか、労働時間 10 分の１になりますよ。だから、数字に敏感に反応するのですよ。だから使用者側はずっと主張してきているのです、その点を。それを関係ないって、制度上関係ないの一言で、アンビリーバブルです、発言自体が。考えるだけならいいですよ。言葉にする、文字にする、信じられません。 それから、ご発言の数字の基準となるのが平均値を大体使われます。それ間違いです。とにかく一番厳しいところに配慮してくださいと、そこが一番苦労して直接的な経営の影響も出るのです。 だから、例えば中小企業・小企業でも最低賃金近傍の従業員が少ない会社、そこは少々その給料が上がろうと影響は小さいのです。だから、母体としては影響が小さいという答えが出てきます。

	ただし、前から言っているとおり、パートを集めてこの時間、何時間の積み上げで商売をやっているような零細企業、小さな製造業、例えば今かなり大型化していますけれども、干物を作る作業なんて言うのは、作業時間が限られたりして、主婦の手すきの時間と漁業の世界では、ぴったりマッチしたりします。そういう人たちが中心となってやっている企業にとっては、ものすごく影響がでかい。そういう企業経営者は影響が大きいと答えるのです。そういう人たちがいるということに目を向けてもらえませんか。 平均的に見ても少ないとか、そういうのばっかり言われても、我々だってそういうところに配慮しようなんて言っていないです。この法律の趣旨は小さいところ、苦しいところ、支払能力があるのかどうか、労働者に対してもそうですよ。近傍で働いている人たちに対して、どれだけ法律上制約を入れて、要は使用者側に罰則まで入れて上げさせるのかという、そういう制度ですから。 最後に、直接の津﨑委員の発言の中には出ていませんけど、２日前にいただいた資料の 33 ページ「現状認識：転入超過数の人口に対する割合と地域別最低賃金」ここの表現ですよ。 「地域別最賃の高い地域ほど、転入超過数の多い傾向。人口移動は最低賃金のみが理由ではないが、賃金水準の高いところは地域の魅力の一つとなりえる」一番最初の表現、最低賃金の会議のために作っているので、これを書きたいのだと思うのですよ、「地域別最低賃金の高い地域ほど」でもそこは平均年収の高い地域・県民所得の高い地域・経済活動の活発な地域、置き換えれば全部関係するわけですよ。 その中で、あえてなぜ最賃がね、転入超過数の多い傾向の一文字で１行にどうして出してくるのか。経済が先で、その結果の最低賃金で出来上がっているはずなのですよ。 最低賃金のいま、東京都の指数でいうと、長崎 85％くらいですね、確か。以前は 70 何％だったのですよ、平均年収とか県民所得とか大体 75％前後じゃないかと思います。要は、経済格差じゃなくて経済の実力差が存在しているのです、普通に。自由主義経済ですから。それをあたかも最低賃金が全てであるかのごとく、文字にする、言葉にする、是非やめてほしいですよ。 ２つ目の「人口移動は最低賃金のみが理由ではないが」、「理由ではないが」、この表現からいくと主力は最低賃金だと。あえて、最低賃金を挙げるわけですから。事実は、例えば、高校生と大学生ですね、日本はほぼ、卒業時に一斉就職します。その時の、就職の動機付けとなるのは、高校生とか最低賃金見ていませんよ。はっきり言っておきます。これは何年か前の、この会議でも申し上げました。

	高校生、大学生の地元就職の問題についての意見交換会で長崎工業の当時の校長に聞きました。最低賃金で高校生が就職先を選んでいるというふうに言われる方がいらっしゃるのですがと。僕は企業で採用担当をやっていましたので、何を見ているのか、求人票を見ています。賃金、ボーナス、寮、福利厚生、休日そういうものを見て決めています。 その時に校長から言われたのは、「岩根さん、長崎の高校生を馬鹿にしないでください。学校だってそんなことだけを教えるわけがないでしょう。そういうところではないのですよ。基本的には、要は仕事の内容、それから職場の環境、当然給与、福利厚生、そういうものを長崎で頑張ってあげてほしいのです。ただ、長崎の産業構造から、それが難しい県であることは分かっています」と、その当時校長はおっしゃっていました。 是非、皆さんの中で、連合の中で、言うのは構わないし、考えてもいいですけど、最賃を中心にして考えるのはやめてください。多分、考えてないと思うのですよ。このために、こういう表記にするのは、やめてくださいと言っているだけで。賃金水準の高いところは、最低賃金水準が高いところではないのです。 是非、その点は我々との議論の中で、同じ土俵で、同じ目線でやっていただきたいと思っています。
林部会長	ありがとうございました。 私の方で簡単に振り返りさせてもらいます。 まず、労働者側委員からは、法定って言葉を使われましたが、要は早期発効を希望されるということで承っております。 一番、主張の中で筋が通っていると思ったのは、生計費の上昇ですね。水道光熱費が長崎は特に安くないというのは、そのとおりだと思います。物価高の影響ですね。 人口問題については色んな見方がありますので、ご主張としては承りました。 他方、使用者側委員からは、法定３要素の一つですね、賃金実態、第４表についてのお話がありました。 従って、中央目安の構成要素は、この第４表プラス政府方針であると、だから上回っているのだと、これは確認ですね。労使ともに確認いただきたいと思います。 また、今使用者側委員からは、再度支払い能力に注目してほしいと。実態を見て議論したいということ。資金の準備が大きいですので、目安でも 56 円ですので資金の準備が必要になるというご主張ですね。これも支払い能力の一部としてみれば、主張としては言えると思います。助成金の使い勝手については、他制度をどう見るかというのもあるのですが、

	支払い能力とは間接的に結びつくのかと思います。 被扶養者資格の件については､130 万と 106 万の壁のことだと思いますけれど、これについては色んな考え方があるので、一概に支払い能力に直結するとは必ずしも言えないかもしれない。 所得税とは違いますので、近年ルールが変わりまして、契約で認められれば資格は認められる、一時的な賃金のオーバーと言いますか、130 万を超えたり､106 万を超えたりしても扶養資格は維持されると､今年から変わっているはずですので。 ただ、間接的に影響があるのは、そのとおりだと思います。 今日結審できればベストですけど、次回、予定しているのが、８月 18 日ということで、結構空きますので、方向性だけでもこの後、個別協議で双方からいただきたいと思っています。 全体の場では、私の方で整理した双方の主張を確認させていただきましたけれど、よろしいでしょうか。
各委員	＜意見なし＞
林部会長	それでは、個別協議に入らせていただきたいと思います。 前回と同じように労働者側委員と公益委員とで個別協議させていただいてよろしいでしょうか。 それでは、お手数ですが、使用者側委員は別室へ移動をお願いします。
江上補佐	これからは個別協議で非公開となりますので、傍聴の方は控室への移動をお願いいたします。なお、三者協議が再開となる場合は事前にお知らせいたしますので、この会場にお戻りください。
使用者側委員	＜退室＞ これより 公・労　協　議　　を　１　回、 公・使　協　議　　を　１　回　行う。 ＜個別協議終了、全体協議を再開＞

労働者側委員	＜入室＞
林部会長	はい、お待たせしました。 それでは、全体協議を再開いたします。 本日、労使双方から考え方、主張等をお聞きしました。 また、金額面についても、個別にお話を伺いました。 その結果、 労働者側からは 91 円変わらず、使用者側からも 35 円変わらずで、また発効日についても平行線であったということで、これ以上、歩み寄りは難しいと判断いたしました。労使それぞれのお立場で、再度、ご検討をいただくことにしまして、継続審議といたします。 次回の専門部会におきまして、再度、労使の個別協議にて、ご意見を伺いたいと思います。よろしくお願いします。 それでは、継続審議として、次回の専門部会で引き続き協議して参りたいと思います。
（２）その他 林部会長	事務局から次回の日程について、ご説明をお願いします。
木場室長	それでは、次回の専門部会の日程等について、ご説明いたします。 本日は継続審議となりましたので、次回、第４回専門部会は、８月 18 日（火）の 14 時から、この８階会議室で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。
林部会長	ただ今、事務局から今後の日程について説明がありました。８月 18 日(火)14 時から。各委員の皆様から何かご質問等はございますでしょうか。
各委員	＜質問等なし＞
林部会長	よろしいですか。 公益委員といたしましては、できれば次回の第４回専門部会で全会一致の結論が出ることを期待しています。それでは、次回の専門部会で円滑な審議にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。 本日の専門部会の議事録の確認につきましては、公益委員は私、労働者側委員は津﨑委員を、使用者側委員は峯下委員を、それぞれ指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。 それでは、これを持ちまして、本日の専門部会は終了といたします。お疲れさまでした。